

農業者年金制度の特徴 ～制度改正のお知らせ～

しっかり積み立て、がっちりサポート。安心で豊かな老後を。

✓ 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

【改正】加入可能年齢が引き上げられました（令和4年5月1日より）

国民年金の任意加入者に限り、60歳以上65歳未満の方も農業者年金（通常加入のみ）への加入が可能となりました。



✓ 保険料は自分で選べて、いつでも見直せます

保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、いつでも見直せます。

【改正】保険料の納付下限額が引き下げられました（令和4年1月1日より）

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、保険料額を月額1万円から6万7千円の範囲内で千円単位の額をお選びいただけます。

✓ 税制面で大きな優遇措置があります

- ・支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度の節税）
- ・農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。

✓ 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

✓ 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

✓ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

【改正】受給開始時期の選択肢が広がりました（令和4年4月1日より）

- ◆昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。
- ◆農業者老齢年金（通常加入された方）については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。なお、これまでどおり60歳以上65歳未満の間で繰上げ受給も可能です。
- ◆特例付加年金（政策支援加入された方）については、特例付加年金の受給要件を満たしていれば、65歳以上のいつでも受給開始時期を選択することができるようになります。

【問合せ】石垣市農業委員会 ☎ 0980-82-1563

J A おきなわ八重山地区本部 ☎ 0980-82-2005

独立行政法人農業者年金基金

☎ 03-3502-3199（相談員） ☎ 03-3502-3942（企画調整室）

のうねん

検索

